

様式 1

規制特例提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
	庄原市地域イントラネット (e-しょうばらネット) 管理運用規程の改定	庄原市地域イントラネット管理運用規程で制限されているイントラネットの利用を、ルータや無線LAN等のネットワーク機器、及び市が所有するパソコン以外の住民所有のパソコンでイントラネット回線に接続し、メール、FTP等の機能を持った標準インターネットを利用できるように改定する。	<p>総務省の調査によると、全国の約345万世帯のブロードバンドが利用できない中山間地において、ブロードバンドを利用できる場合と比べ04年時点で年間1世帯あたり134万円の経済格差が発生しているという(2005/6/8朝日新聞)。</p> <p>このような中山間部が大部分を占める庄原市において、すでに敷設されたこれ以上の高額な設備投資や月額料金を必要としない自治体のイントラネットを無線LAN化し、教育や生活の利便性向上などの目的でユーザーが個人のパソコンを自由に接続して標準インターネットを活用することは、情報格差による経済格差を拡大しないための最も効果的で即実現可能な方法のひとつである。</p>

様式 1

提案理由・代替措置の内容	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案分野	特区・全国の別	都道府県名	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード
<p>庄原市の地域イントラは管理運用規程により市所有以外の機器の接続が認められておらず、ユーザーが自らのPCで利用（インターネット講座等）ができない。またメールやFTP等が使えずインターネットを活用させない仕様となっている。</p> <p>中山間地のネットワークを探索するNPO法人e・食・住.org 準備委は高暮地区の住民と共同して合併前の高野町にイントラ利用を要望した。その結果地域の公共施設所有の機器（町の補助金で購入）の接続を町議会で承認され合併後の市の自治振興補助事業で活用していたが、今年7月の運用規程改訂により接続を禁止され事業に障害をきたしている（資料参照）。個人所有機器の接続はセキュリティ保護を理由に認められなかったがすでにイントラの6帯域のうち1つは住民利用目的に当てられており、民間企業に委託管理されている。規程を改定しこの帯域を解放するだけで実現可能である。すでに実施している他地域は少なくない。</p>	e-しょうばら ネット管理運用規程第16条	庄原市	4 I T 関連	特区	広島県	34 広島県	NPO法人 e・食・住.org 設立準備委員会	50110 任意団体

様式 1

提案主体 分類コード	提案者連絡先 (担当者名)	担当者連絡先 (電話番号)	担当者連絡先 (e-mailアドレス)	提案書の公開	非公開該当箇所及 び非公開理由	その他(特記事項)	アンケート (問1)	アンケート (問2)
m 任意団体	梶川 泰司	0824-86-3956	info@e-shokuju.org	公開		添付資料1：これまでの経緯の詳 細 添付資料2：平成17年11月4日 中国新聞記事 添付資料3：地域のコミュニティ センター<ふるさと村高暮>・EC サイト<高暮自然農園> 添付資料4：イントラネット利用 の要望書 添付資料5：H16年12月6日高野 町議会議事録及び会議資料・ H17年1月24日高野町議会議事 録 添付資料6：庄原地域イントラ ネットの現状(2005年6月現 在) 添付資料7：高暮自治振興区と庄 原市情報推進課(元合併協議 会)との地域イントラネットの 利用に関するやりとり 添付資料8：開放モデル(案) 添付資料9：地域イントラネット への本市所有以外の端末接続停 止について 添付資料10：庄原市ホームペー ジ 自治振興区活動促進補助金 補助決定一覧 添付資料11：平成17年5月18日 中国新聞記事 PC遠隔起動し メール印刷 庄原のNPO開発) 添付資料12：平成17年9月6日 中国新聞記事 庄原市、26振興 区27事業を補助	e その他	a 今回初めて提案 した